

# いずみ会議所だより

発行所/和泉商工会議所  
〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1-10  
TEL: 0725-53-0330 FAX: 53-4747  
ホームページ: <http://www.izumicci.jp>  
Eメール: [info@izumicci.jp](mailto:info@izumicci.jp)



## 月次支援金

中小法人・個人事業者のための 緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

### 給付額

中小法人等 上限 20 万円/月 個人事業者等 上限 10 万円/月 を支給します。

給付額 2019年または2020年の基準月※1の売上一2021年の対象月※2の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という)が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

### 一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ

2回目以降の申請手続きが簡単 (2STEPのみ) になります。

STEP 1 マイページから、必要情報を入力

STEP 2 2021年の対象月の売上台帳※3を添付

事前確認が不要!

その他書類が不要!

※3 一時支援金を受給していても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

### 給付対象

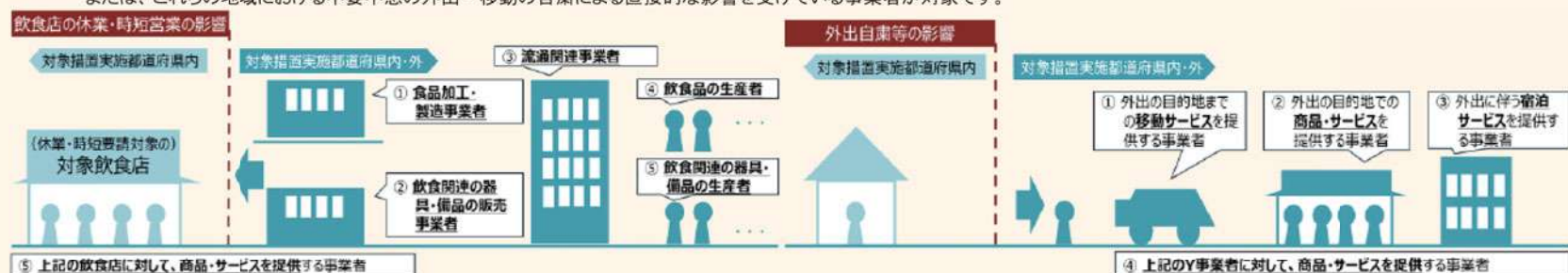
詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象 となり得ます。

① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※4

② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

※4 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。



### 申請期間

7月分 : 2021年8月1日～9月30日  
8月分/9月分: 対象月の翌月から2ヶ月間

### 給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の実業家

左記事業者と取引がある全国の実業家

(他者を經由して左記事業者の商品・サービスを提供している事業者を含む)

- |                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 日常的に訪れるお店<br/>アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など</p> <p>2 教育関連の事業者<br/>学習塾、スポーツの習い事など</p> <p>3 医療・福祉関連の事業者<br/>病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など</p> <p>4 文化・娯楽関連の事業者<br/>スポーツ施設、劇場、博物館など</p> <p>5 旅行関連の事業者<br/>ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど</p> | <p>6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者</p> <p>7 システム開発などのITサービスを提供する事業者</p> <p>8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者</p> <p>9 飲料や食料品の卸売を行っている事業者</p> <p>10 農業や漁業を営んでいる事業者</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。

0120-211-240

IP電話専用回線 03-6629-0479

受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

### ホームページ



月次支援金 検索

<https://ichijishienkin.go.jp/getsubjishienkin/index.html>

QRコード





## 第7期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金のご案内

**要 請 期 間：**令和3年6月21日（月曜日）から8月31日（火曜日）まで  
**申請受付期間：**令和3年8月16日（月曜日）から9月27日（月曜日）まで

令和3年6月21日から8月31日の間、施設の休業および営業時間短縮の要請にご協力いただいた大阪府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模（売上高）に応じて**営業時間短縮等協力金**を支給いたします。

**第7期早期給付を受けられた方は、今回必ず申請をお願いします。**

- 対象者**
- 大阪府内に要請対象施設（飲食店、遊興施設、結婚式場）を有すること。  
 ※食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗であること
  - 令和3年6月21日から8月31日までの期間において、以下の府の要請に応じていること。  
 ※「市の区域」と「町及び村の区域」では要請内容が異なりますのでご注意ください。

|                                                                                 |                                                                                                                                                                   |                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 6月21日から<br>7月11日まで、及び<br>7月12日から<br>8月1日までの期間<br>（まん延防止等<br>重点措置期間）<br>※①～③のすべて | ①通常、午後8時 <sup>（注1）</sup> を超えて営業する店舗が、営業時間を午後8時 <sup>（注1）</sup> までに短縮すること。                                                                                         | （注1）<br>町及び村の区域に<br>あつては、午後9時<br><br>（注2）<br>町及び村の区域に<br>あつては、午後8時 |
|                                                                                 | ②酒類提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）は原則自粛すること。ただし、酒類提供する場合は、ゴールドステッカーを申請し、同一グループの入店を原則2人以内（令和3年7月12日以降は4人以内。同居家族の場合を除く。）にするとともに、酒類提供は午前11時から午後7時 <sup>（注2）</sup> までの間とすること。 |                                                                    |
|                                                                                 | ③カラオケ設備の利用を自粛すること。                                                                                                                                                |                                                                    |
| 8月2日から<br>8月31日までの期間<br>（緊急事態措置期間）<br>※①または②                                    | ①酒類提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備提供をする店舗が、施設を休止すること。                                                                                                             |                                                                    |
|                                                                                 | ②酒類提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備提供をしない店舗であつて、通常、午後8時を超えて営業する店舗が、営業時間を午後8時までに短縮すること。                                                                             |                                                                    |

**支給額** 飲食業の売上高、または売上高減少額に応じて、支給額が決定します。

|                            | 市の区域                                      | 町及び村の区域                                      | 売上高方式（イメージ）                                                                                                                            |
|----------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6月21日から<br>7月11日<br><21日間> | 売上高方式<br>63～210万円<br>売上高減少額方式<br>0～420万円  | 売上高方式<br>52.5～157.5万円<br>売上高減少額方式<br>0～420万円 | 協力金/日・店舗<br>                                      |
| 7月12日から<br>8月1日<br><21日間>  | 売上高方式<br>63～210万円<br>売上高減少額方式<br>0～420万円  | 売上高方式<br>52.5～157.5万円<br>売上高減少額方式<br>0～420万円 | 売上高/日・店舗<br><b>売上高減少額方式（イメージ）</b><br>協力金/日・店舗<br> |
| 8月2日から<br>8月31日<br><30日間>  | 売上高方式<br>120～300万円<br>売上高減少額方式<br>0～600万円 | 売上高方式<br>120～300万円<br>売上高減少額方式<br>0～600万円    | 売上高減少額/日・店舗                                                                                                                            |
| 早期給付を受給の場合                 | 合計の支給額から<br>84万円を差引支給                     | 合計の支給額から<br>70万円を差引支給                        |                                                                                                                                        |

※売上高は、消費税・地方消費税を除いた額になります



## 申請方法

パソコン・スマートフォンで申請いただけます。大阪府ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認ください。大阪府行政オンラインシステムにアクセスし、申請してください。

### オンライン申請の メリット

- ・これまでの協力金（第1～6期）に申請がある場合、入力が省略でき、簡単に申請できます。
- ・マイページで、いつでも申請状況が確認できます。
- ・郵送にかかる費用が節約できます。

### 第7期協力金 大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyoryokukin-7ki/index.html>



※オンライン申請ができない方は郵送申請がご利用いただけます。郵送の場合は府民お問合せセンター情報プラザ等に配架の申請書類をご活用いただくか、又は府ホームページから申請書類を印刷してご申請ください。提出期限は令和3年9月27日（月）まで（消印有効）となります。

### 専門家等による申請サポート（無料）〔大阪府行政書士会及び商工会・商工会議所（一部除く）〕

申請書類の不備をなくし、審査をスムーズに行えるようにします。

実施団体及び問い合わせ先は以下のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html>



## 協力金の不正受給は犯罪です！

大阪府では、府民からの多数の情報提供により行政機関等と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。

## お問い合わせ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（平日のみ午前9時から午後6時まで）

☎ 06 - 7178 - 1342 / 06 - 7166 - 9987

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 大阪市上乗せ協力金について

大阪市の「上乗せ協力金」の支給要件を満たす店舗は、第7期協力金の申請後に別途大阪市への申請を行うことで、「上乗せ協力金」の支給対象となる場合があります。詳しくは下記の大阪市ホームページにてご確認ください。又は大阪市営業時間短縮協力金コールセンターへお問い合わせください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000538614.html>

◆大阪市営業時間短縮協力金コールセンター：06-6655-0711（月～土曜日、午前9時から午後5時30分まで）※日曜日及び祝日を除く。

令和3年10月1日から

大阪府の最低賃金は

時間額 **992**円

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪府最低賃金について  
詳しくは大阪労働局  
ホームページを  
ご覧ください。



使用者も労働者も、必ずチェックしましょう！

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



最低賃金制度のマスコット チェックマン



# 青年部だより

## 8月度例会を開催

令和3年8月18日(水)に、会員研修委員会(副会長 西山 修、委員長 赤松 直樹)による、和泉YEG 8月度例会が開催されました。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、ZOOMを活用したWEBと会議室を併用したハイブリット式例会という形をとりました。

例会内容は事前にアンケートにて回収したそれぞれの自社事業における「経営課題(ムリムラムダなど)」や「今後取り組みたいこと」などを基にブレインストーミング(ディスカッション)を行い「解決につながる可能性のある提案」や「解決につながる可能性のある企業(メンバー内やOBメンバー内等)をピックアップ」して発表。メンバーどうしの交流も図ることができ自社やYEGの発展に繋がる良い例会となりました。



喜田会長挨拶



西山副会長総評



### 小規模事業者の方へ

## 持続化補助金 <低感染リスク型ビジネス枠>

補助金で、ポストコロナへのあなたのチャレンジを支援

小規模事業者支援プロジェクト!

最大  
100万円

本事業は、コロナ対策として顧客や従業員等との接触機会を今よりも減らすため、新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入を行う小規模事業者を支援する事業です。

補助率 **3/4**  
補助上限額 **100万円**

### 申請期間

第4回 受付締切日 **2021.11.10** | 第5回 受付締切日 **2022.1.12** | 第6回 受付締切日 **2022.3.9**

### 申請について

電子申請でのみ受け付けます(Jグランツ)。  
電子申請の方法や必要な書類、制度詳細は、事務局HPからご確認ください。

持続化補助金低感染リスク型コールセンター

**03-6731-9325** 受付時間 9:30~17:30(土日祝日除く)

事務局HPはこちら▶ <https://www.jizokuka-post-corona.jp/>



### 対象者は?

※下記に該当する小規模事業者と要件を満たす特定非営利活動法人が対象

商業・サービス業 常時使用する従業員の数 **5人以下** | 宿泊業・娯楽業、製造業その他 常時使用する従業員の数 **20人以下**

### 補助対象となる経費は?

|          |         |                                  |
|----------|---------|----------------------------------|
| 1 機械装置等費 | 2 広報費   | 3 展示会等出展費<br>(オンラインによる展示会等に限る)   |
| 4 開発費    | 5 資料購入費 | 6 雑役務費                           |
| 7 借料     | 8 専門家謝金 | 9 設備処分費                          |
| 10 委託費   | 11 外注費  | 12 感染防止対策費※<br>(換気設備、アクリル板、マスク等) |

※感染防止対策費は補助金の1/4まで経費として認められます。  
(例:補助金100万円の申請であれば、そのうち25万円まで可)

#### ■ 緊急事態措置に伴う特別措置

緊急事態措置に伴う飲食店の時短営業や外出自粛等の影響により、当該措置が実施された月の売上高が、2019年又は2020年同月比30%以上減少した事業者は審査の際に加点します。  
さらに感染防止対策費について、補助金の1/2まで経費として認められます。

### 実際にどんな事業が採択されたの?

- キッチンカー導入による地元食材を使ったカレーのテイクアウト販売
- 地場野菜・銘菓が買える看板型自動販売機による非対面販売事業
- 自動セルフチェックインシステム機の設備導入による旅館業の低感染経営
- 新規事業としてのオンライン美容カウンセリングのwebシステム導入
- 無観客イベントが可能なオンライン配信サイト構築
- カフェテーブル席の個室化のための店舗改装
- 店内商品をネットで販売するためのECサイト構築
- 自動見積りシステムと職人マッチングアプリによるオンライン受発注管理
- 賃貸物件オンライン内覧用動画制作と電子契約システムの導入による非対面化
- オンライン英会話レッスン講座新設のためのwebサイト構築

### 「丸わかり!小規模事業者持続化補助金(低感染)」

支援内容や申請手順等を解説しているガイドブックです。

ガイドブックは事務局HPからもダウンロード可能

<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>



ガイドブックのダウンロードはこちら▼





# 令和3年8月から「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください!

業務改善助成金 検索



## 変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

| コース区分       | 引上げ額  | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | 助成対象事業場                                                       | 助成率                                                                                                             |
|-------------|-------|-----------|-------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20円コース      | 20円以上 | 1人        | 20万円  | 以下の2つの要件を満たす事業場<br>・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内<br>・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金900円未満】<br>4/5<br>生産性要件を満たした場合は<br>9/10(※2)<br><br>【事業場内最低賃金900円以上】<br>3/4<br>生産性要件を満たした場合は<br>4/5(※2) |
|             |       | 2～3人      | 30万円  |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 4～6人      | 50万円  |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 7人以上      | 70万円  |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 10人以上(※1) | 80万円  |                                                               |                                                                                                                 |
| 30円コース      | 30円以上 | 1人        | 30万円  |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 2～3人      | 50万円  |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 4～6人      | 70万円  |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 7人以上      | 100万円 |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 10人以上(※1) | 120万円 |                                                               |                                                                                                                 |
| (新設) 45円コース | 45円以上 | 1人        | 45万円  |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 2～3人      | 70万円  |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 4～6人      | 100万円 |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 7人以上      | 150万円 |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 10人以上(※1) | 180万円 |                                                               |                                                                                                                 |
| 60円コース      | 60円以上 | 1人        | 60万円  |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 2～3人      | 90万円  |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 4～6人      | 150万円 |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 7人以上      | 230万円 |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 10人以上(※1) | 300万円 |                                                               |                                                                                                                 |
| 90円コース      | 90円以上 | 1人        | 90万円  |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 2～3人      | 150万円 |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 4～6人      | 270万円 |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 7人以上      | 450万円 |                                                               |                                                                                                                 |
|             |       | 10人以上(※1) | 600万円 |                                                               |                                                                                                                 |

(※1) 10人以上の上限区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場  
②生産性要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。  
※ 特例のうち、②生産性要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限りです。
- ◆ 同一年度内に複数回(2回まで)申請することができます。

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

## 助成金支給までの流れ



## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。  
【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



厚生労働省

## 小規模企業者・創業者の皆さま

### 設備貸与制度(割賦販売・リース)のご案内

(※注意：融資ではありません)

- ・従業員50名以下の企業の方が対象 ※その他条件あり
- ・連帯保証人は原則代表者のみ
- ・単年度あたり100万円以上1億円以下(消費税等・千円以下切り捨て)

割賦損料率 0.7～1.5% (5段階)

## 設備投資をお考えなら...

◇ご希望いただければ、制度説明にお伺いいたします。  
お気軽にお問合せください。

〒540-0029 大阪府中央区本町橋2番5号  
Tel.06-6947-4345  
E-mail: setsubi@obda.or.jp  
URL <https://www.obda.or.jp/equipment.html>

公益財団法人  
大阪産業局  
OSAKA BUSINESS DEVELOPMENT AGENCY



## 和泉商工会議所では「エコキャップ活動」に取り組んでいます

和泉商工会議所ではペットボトルのキャップを分別回収する「エコキャップ活動」を実施しています。回収されたペットボトルキャップは協賛する「NPO 法人 エコキャップ推進協会」に送付後、資源化事業者へ売却されます。その利益が「NPO 法人 世界の子供にワクチンを 日本委員会」に寄付されワクチンが世界の発展途上国の子供たちに送られる仕組みになっています。

今後も活動の意義や認識を職員で共有し、活動を通じて社会貢献を積極的に行っていきます。

★当会議所に回収ボックスを設置しております。  
ご来所の折には、お持ち込みご協力の程よろしくお願い申し上げます。





# 大阪府景気観測調査結果 2021年4～6月期

商工労働部(大阪産業経済リサーチ&デザインセンター)では、府内企業を対象として四半期毎に、大阪市と協力して景気観測調査を実施しております。2021年4～6月期の調査結果の概要は次のとおりです。

## 景気は一部に弱い動きがあるが、持ち直している

今期の業況判断DIは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、3度目の緊急事態宣言の発出によって経済活動が制限されたものの、全産業で-29.1と4期連続で改善した。雇用面で弱い動きがあるものの、特に原材料価格DI、出荷・売上高DIがそれぞれ4期連続で、製・商品単価DIが2期ぶりに改善するなど、景気は持ち直している。

調査結果によれば、来期は5期連続で業況が改善する見通しであるが、「まん延防止等重点措置」が8月22日まで延長されたことから、飲食業やイベント開催への制限による景気の下押しが懸念される。

- 調査の方法
1. 調査対象：府内の民営事業所（農林漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給業、金融・保険業及びサービス業の一部を除く全産業）
  2. 調査方法：郵送自記式アンケート調査
  3. 調査時期：2021年5月31日～6月14日
  4. 回答企業数：1,921社（配布数：6,500社）

| 製造業（28.9%） |       |         | 非製造業（71.1%） |       |         |
|------------|-------|---------|-------------|-------|---------|
| 大企業        | 中小企業  | うち小規模企業 | 大企業         | 中小企業  | うち小規模企業 |
| 1.2%       | 27.7% | 14.2%   | 4.7%        | 66.4% | 40.2%   |

## 2021年4～6月期の業況判断DI

（「上昇」-「下降」企業割合；前期比、季節調整済）：-29.1  
○前回（2021年1～3月期）調査比：1.4pt

|     |        |      |        |
|-----|--------|------|--------|
| 製造業 | 15.9pt | 非製造業 | ▲2.5pt |
| 大企業 | 5.3pt  | 中小企業 | 0.9pt  |

（注）▲はマイナス、ptはポイントを表す。

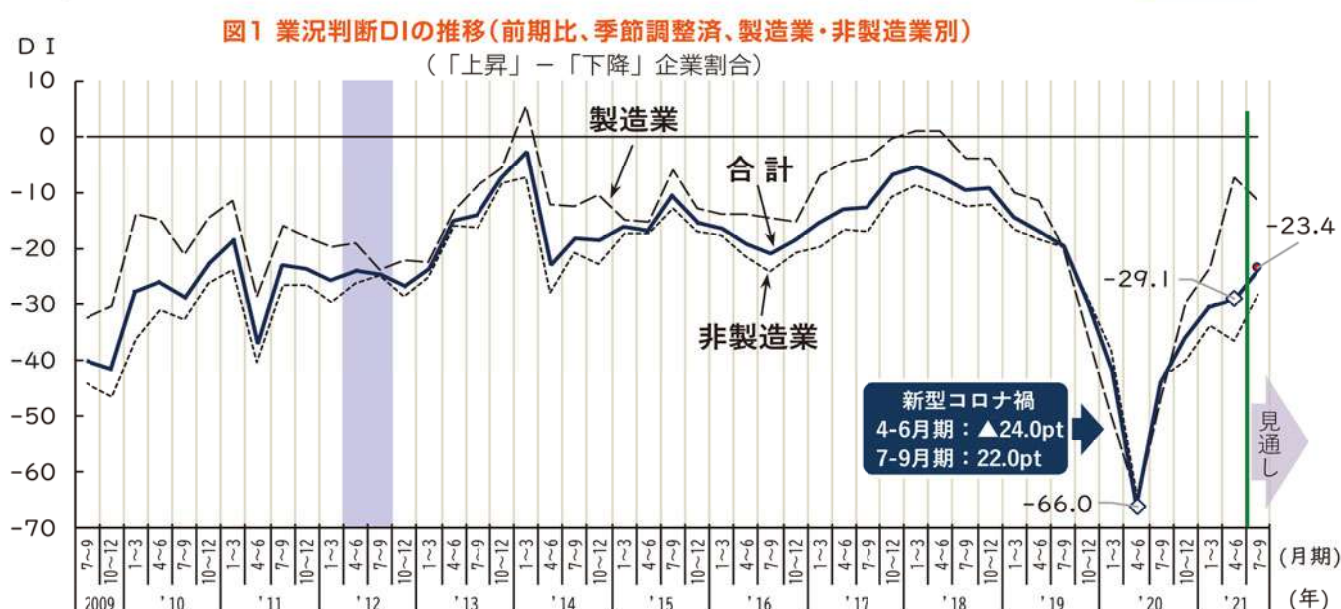
## 2021年7～9月期の業況見通しDI

（「上昇」-「下降」企業割合；季節調整済）：-23.4  
○今期業況判断（季節調整済）比：5.7pt

|     |        |      |       |
|-----|--------|------|-------|
| 製造業 | ▲4.0pt | 非製造業 | 8.0pt |
| 大企業 | 17.5pt | 中小企業 | 4.4pt |

（注）▲はマイナス、ptはポイントを表す。

季節調整：時系列データから季節特有の動きによる影響を除去し、前期と比較できるように統計的に処理すること。



## 特設項目：コロナ禍に伴い、大企業のデジタル化が一層進む

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の前後におけるデジタル化の取り組みをみると、コロナ禍前は「キャッシュレス決済」「オンライン会議」「オンラインサービス・商品」が中心であったが、コロナ禍を経てオンライン会議のほか、「テレワーク」や「オンライン商談」にも広がっている。

業種別では、コロナ禍に伴って製造業では「オンライン会議」が一気に進み、コロナ禍の前後（「コロナ禍前から」及び「今回から」）を合わせると4割を超えている。また、製造業では非製造業に比べて「オンライン商談」「テレワーク」などの取り組みも活発である。

規模別にみると、大企業はコロナ禍の前から「オンライン会議」などを積極的に導入し、コロナ禍においても「テレワーク」「オンライン商談」などの導入を進めるなど、全般的に低調な中小企業に比べて取り組みが旺盛である。

図2 新型コロナウイルス感染症拡大の前後におけるデジタル化（業種別）

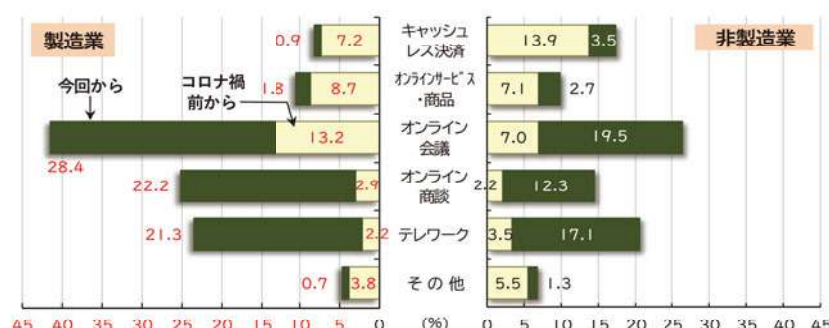
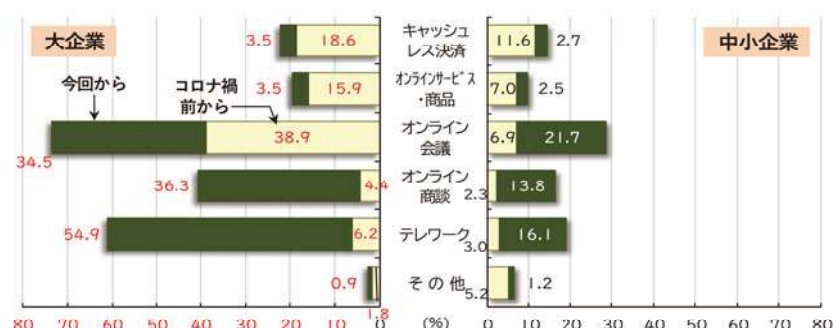


図3 新型コロナウイルス感染症拡大の前後におけるデジタル化（規模別）







# 新会員のご紹介コーナー

(順不同)

## 谷川興業

代表者 谷川 朋也

〒594-1104  
和泉市万町69  
ヴィオラ和泉中央105

足場工事業

TEL 070-1839-4220

## ビューティースタジオ シュシュ

代表者 澤内 春美

〒594-0032  
和泉市池田下町79-8

化粧品卸小売業

TEL 0725-57-8716

## エルツ プロジェクト

代表者 石川 秀彦

イベント業

TEL 090-5893-8704

## 株式会社 今川商店

代表取締役 今川 幸彦

〒594-1123  
和泉市福瀬町766-1

家具卸業

TEL 0725-92-3101

## 株式会社 ELPIDA

代表取締役 山野 慎治

〒594-1151  
和泉市唐国町3-5-197-1

Web製作業

TEL 080-1427-9251

## 北浜グローバル経営株式会社

代表取締役 前井 宏之

〒541-0043  
大阪市中央区高麗橋3-3-11  
淀屋橋フレックスタワー 5 階

コンサルティング

TEL 06-4963-3106

## Undo

代表者 西尾 和香

〒594-1111  
和泉市光明台1-11-8

リラクゼーション

TEL 090-5363-2498

## 株式会社 Nexus

代表取締役 羽地 伸之

〒594-1111  
和泉市光明台2-29-2

リフォーム工事

TEL 0725-92-5484

加入月が前後して掲載しておりますことをご容赦賜りますようお願い申し上げます。

事業者の方へ



消費税の  
インボイス  
制度

令和3年10月1日

登録申請  
受付開始!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax  
をご利用ください!!



- ✓ [e-Taxソフト(WEB版)], [e-Taxソフト(SP版)] をご利用  
いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- ✓ e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が  
可能

※「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」  
を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。  
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・  
インボイスコールセンターで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)  
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知り  
になりたい方は、国税庁ホームページ  
(<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス  
制度特設サイト」をご覧ください。



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

「インボイス制度」  
ってナニ?

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存<sup>(※)</sup>等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され  
取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」  
ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、  
現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した  
消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

| 請求書                 | 区分記載請求書      |
|---------------------|--------------|
| 11月分 131,200円       | 登録番号 T012345 |
| ① 11/1 品名 金額        |              |
| 11/1 魚 5,000円       |              |
| 11/1 豚肉 10,000円     |              |
| 11/2 サルセット ② 2,000円 |              |
| ③ 合計 128,000円       | 消費税 11,200円  |
| ④ ⑤ 消費税 40,000円     | 消費税 3,200円   |
| ⑥ 消費税 80,000円       | 消費税 8,000円   |
| ⑦ ⑧ 消費税 80,000円     | 消費税 8,000円   |

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額  
(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の  
郵送による  
提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に  
送付してください。

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用・国外事業者用)
- ・適格請求書発行事業者登録簿の登録事項変更届出書
- ・適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書

| 名 称                  | 郵便番号     | 送付先                | 電話番号         |
|----------------------|----------|--------------------|--------------|
| 大阪国税局<br>インボイス登録センター | 550-8526 | 大阪市西区<br>川口2丁目7番9号 | 06-6585-2260 |

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも  
誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。  
また、チャット機能を利用した質疑応答も行っていきます。

| 開催日時                                                                                                                                                                                                                                                         | 定 員              | 費 用                   | 説明会サイトへ |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------|---------|
| 説明会サイトに掲載(随時掲載)<br>※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。<br>➡ <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeitsu/invoice_setsumeikai.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeitsu/invoice_setsumeikai.htm</a> | 各回 100名<br>(先着順) | 無料<br>(通信費用は実費となります。) |         |



# お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり 350万円以内

【金利】 年1.66% 固定金利 ※「母子家庭」、「父子家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は年1.26%(令和3年9月1日現在)

【ご返済期間】 15年以内 ※「交通遺児家庭」、「母子家庭」、「父子家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は18年以内

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

【保証】 (公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、HP「国の教育ローン」で検索) または 教育ローンコールセンター

(0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656)までお問い合わせください。



## 知ってますか? たばこが深く関わる病気

## 慢性閉塞性肺疾患 (COPD)

シー・オー・ピー・ディー

「たばこ病」とも呼ばれるCOPDは、従来は、慢性気管支炎や肺気腫と呼ばれていました。たばこ煙などの有害物質を長期に吸入することで、細い気管支の炎症で咳や痰が多くなり、気管支の内側が狭くなり空気の流れが悪くなります。炎症が肺胞まで及ぶと、肺胞の組織が壊れて、息をうまく吐き出せなくなります。その結果酸素不足になって、「呼吸する」というあたりまえの機能が働かなくなる病気です。



### あなたの周囲の大切な人は大丈夫!?

**原因は?** 9割が喫煙です。受動喫煙でもおこります。

**症状は?** 「動いたときの息切れ」「せき」「たん」

特に、40歳以上で10年以上の喫煙歴がある方で症状あれば要注意!

**治療方法** まずは禁煙を! 肺を元に戻すことはできません。しかし早期発見して、禁煙や治療を続けると、症状を和らげたり進行を抑えることが可能です。

(大阪府和泉保健所・和泉市・和泉商工会議所)

和泉商工会議所

LINE

## LINE はじめました 会員向け



QRコードからアクセスして最新情報チェック!  
会議所とつながろう  
(グループLINEではございません)

～登録方法～

- ①友だち登録は右記QRコードをスマートフォンのカメラで読み取り、追加ボタンを押してください。
- ②事業所名とお名前を入力して送信してください。



(ID:@764wfyui)

Facebook はじめました。

## Facebook はじめました



QRコードからアクセスして  
最新情報チェック!  
いいね! よろしく!

イベントやセミナー、資格検定などの  
様々な情報をアップしていきます



## 広告募集中!!

●広告料金/会員1ヶ月 11,000円(消費税込み)

### 掲載内容

- 寸法(約)/縦6.4cm、横11.2cm
- 発行部数/約2,300部
- 年間契約/12回掲載の時は、1回分サービス

KIYO

将来の  
心配は、  
ほっとけん。

紀陽に  
相談ね♪



紀陽の保険 ほっとけん  
医療保険・がん・終身・個人年金・定期・  
収入保障保険もお取り扱い中。



銀行をこえる銀行へ  
紀陽銀行

和泉寺田支店 ☎0725-45-1771 和泉市寺田町1-5-33(寺田バス停前)

和泉中央支店 ☎0725-57-3371 和泉市いさぎ野5-1-11(エコービル1階)



X7  
Debut

本店 〒599-8271 堺市中区深井北町3401番地  
TEL:072-277-2300

貝塚店 〒597-0082 貝塚市石才285-1  
TEL:072-438-2300

なんば店 〒556-0023 大阪市浪速区稲荷1丁目12番14号  
TEL:06-6568-2081

BMW 正規ディーラー

Elbe BMW

エルベオート株式会社

https://elbe.bmw.jp

